



Title	清代江南デルタ佐雜「分防」考
Author(s)	太田, 出
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1999, 33, p. 25-49
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48094
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

清代江南デルタ佐雜「分防」考

太田出

はじめに

明清時代、省—府—州・県と下る、王朝国家の行政系列の最末端に位置した州県制度については、地域社会の研究に不可欠な課題として、すでに多くの研究者によつて明らかにされてきた。最も体系的な研究を行つた瞿同祖氏（*Tung-tsu Chiu*）によれば、県には正印官の知県（正七品）、佐式官の県丞（正八品）・主簿（正九品）のほか、首領官の典史（未入流）、雜職の巡檢（從九品）等の属官^①が有つてそれぞれ職務を分担していた。^②ただし知県を除く佐式官・首領官・雜職、即ち「佐雜」（以下、佐雜と略する）については、「数が少ない上に、地方政府の中で重要な役割を果たさなかつた。河川管理・駅伝・警察・監獄など特定の任務に当つた者を除き、彼らの殆どは取るに足らぬ、時として何をしているかわからぬような任務しか与えられなかつた」[後掲参考文献 Chiu 62／一二頁]、「佐雜、特に間曹或いは冗官と呼ばれた佐式は地方政府で殆ど機能していなかつた」[同一二三頁]と述べ、州県の佐雜、とりわけ佐式官の役割の非重要性を強調する。川勝守氏は、明代農村の治安維持に当つた巡檢と江南デルタ市鎮の

防衛機能との関係を検討するなかで、明末の巡檢司制度の弛緩と縮小を指摘している〔川勝87／一〇九～一四頁〕。ところが、管見によれば、清中期以降江南デルタでは多数の県丞・主簿が「分防」するに至る。「分防」とは、県城（行政都市）で執務に当つていた佐雜が、県城を離れ、とりわけ明中期以降農村社会に簇生した市鎮に移駐することである。川勝氏の指摘の如く、明初より「分防」した巡檢は、明中葉以降その数が次第に縮小される傾向に在つたが、清代にもなお一定数が「分防」し続けたことにも注目せねばなるまい。このように佐雜のあり方に注目すべき変化が生じているにもかかわらず、現在のところ、西川喜久子氏が広東省南海県九江堡の主簿等の「官」に言及する「西川90」のを除けば、佐式・首領各官に関する専論は皆無であり、巡檢についても川勝氏のほか、小島淑男・尹章義・濱島敦俊・片山剛の諸氏による若干の論及を見るに過ぎない〔小島67、尹81、濱島83、片山94〕。

一方、佐雜の「分防」した江南デルタ市鎮については、近年森正夫氏が郷鎮志を分析し、編纂に関わった鎮人の地域社会観を考察している。氏は①清代の郷鎮志には、鎮人が王朝国家の行政系列へ鎮を位置づけようとする意識を明確に看取したこと〔森94／六八～七一頁、同96／一八四頁〕、②ただしあくまで市鎮が行政系列の外側に位置するがゆえに、郷鎮志の編纂は鎮人の極めて内発的・自発的な営みであつたこと、③編纂に当つた読書人たちは、自己の一体性（アイデンティティ）を市鎮を中心とする地域社会に求める強い志向を持っていたこと、④かかる読書人は、稻田清一氏が「鎮居地主」と名づけた「稻田92」、市鎮を中心とする地域社会に密着して活動する生監層に比定しうること〔森94／七〇～一頁〕等を指摘し、旧中国の地域社会認識を鮮明に描き出した。また濱島敦俊氏も明清江南デルタ農村社会研究の成果と課題について整理し、一六世紀中葉以降市鎮を中心として形成された地域社会Ⅱ「郷脚」の世界は、商人・生員層がヘゴモニーを握る社会であつたと明言する〔濱島97／一七七頁〕。

表1 佐雜の定員数

〈江蘇省〉					
府	県	県丞	主簿	典史	巡檢
松江府	華亭縣	1	1	1	1
	婁縣	1	1	1	1
	奉賢縣	1	0	1	1
	金山縣	1	0	1	1
	上海縣	1	1	1	2
	南匯縣	1	0	1	1
蘇州府	青浦縣	1	1	1	2
	吳縣	1	1	1	3
	長洲縣	1	1	1	1
	元和縣	1	1	1	1
	崑山縣	1	0	1	1
	新陽縣	※1	0	1	1
太倉府	常熟縣	1	0	1	1
	昭文縣	0	1	1	1
	吳江縣	1	1	1	2
	震澤縣	1	0	1	2
	太倉縣	1	0	1	1
	錦洋縣	0	0	1	1
常州府	嘉定縣	1	0	1	1
	寶山縣	1	1	1	1
	武進縣	1	0	1	2
	陽湖縣	0	1	1	1
	無錫縣	1	0	1	1
	金匱縣	0	1	1	1
府	江陰縣	1	1	1	1
	宜興縣	1	0	1	2
	荊溪縣	0	0	1	2
	計	21/27	12/27	27/27	34/27
	設置率	81.5%	48.1%	100%	133.3%

〈浙江省〉					
府	県	県丞	主簿	典史	巡檢
嘉興府	嘉興縣	1	1	1	0
	秀水縣	1	1	1	0
	善慶縣	1	1	1	0
	海寧縣	1	1	1	0
	平湖縣	1	1	1	2
	石門縣	1	1	1	0
湖州府	桐鄉縣	1	0	1	1
	烏程縣	1	1	1	2
	歸安縣	1	1	1	2
	長興縣	1	1	1	1
	德清縣	1	1	1	2
	安吉縣	1	1	1	0
府	孝豐縣	1	0	1	1
	計	14/14	11/14	14/14	11/14
設置率		100%	78.6%	100%	78.6%

〈江南デルタ全城〉

計	35/41	23/41	41/41	45/41
設置率	85.4%	56.1%	100%	109.8%

※新陽縣の県丞一名の駐劄地は新陽縣城ではなく、元和縣章練塘鎮であった。

「設置率」については注(4)を参照。

〔典拠〕嘉慶『松江府志』卷一四建置志、光緒『蘇州府志』卷二一公署、光緒『嘉興府志』卷六公署、同治『湖州府志』卷一七輿地略・公署を基礎とし、常州府・太倉府・太倉州については各州県志を利用した。

小稿は、右の諸先学の研究に触発されつつ、清代江南デルタの佐雜の「分防」の実態について、市鎮を中核とする地域社会との関わりから考察を加えようとするものである。この試みは、前稿にて検証した緑營の武官の場合

「太田98」とも関連して、清朝國家権力が市鎮本体、あるいはそれを中核とする地域社会をどのように統治しようとしたのか、また逆に市鎮住民は如何に國家権力と関わろうとしたのかを明らかにするであろう。

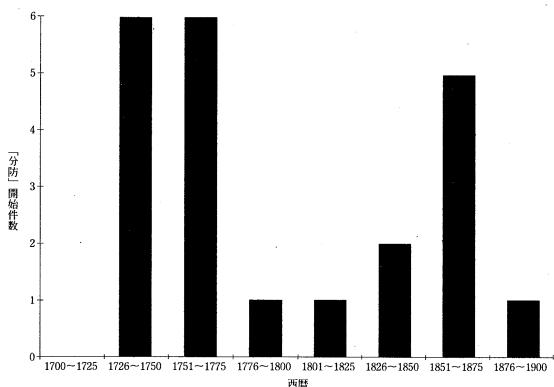
— 佐雜の定員数・「分防」開始期・駐劄地

まず府・州・県志の記載に依拠して、佐雜の定員数について概観しておこう。表1によれば、江南デルタの一般的な州縣では、県丞一名（設置率八五・四%）・典史一名（同一〇〇%）・巡檢一～三名（江蘇一三三・三%⁽⁴⁾、浙江七八・六%）が設けられていたと考えてよい。ただし巡檢には若干の地域差が見られる。例えば、江蘇省松江府青浦、蘇州府呉・吳江・震澤、常州府宜興・荊溪、浙江省湖州府烏程・帰安・徳清の如き太湖周辺の諸県では、各県一、三名もの巡檢が設置されるのに対し、山間部の湖州府武康・

表2 佐雜の「分防」状況

「嘉興府志」卷六公署、同治「湖州府志」卷一七輿地略を基礎とし、各州県志および鄉鎮志を参照して作成した。

表3 県丞・主簿の「分防」開始期



※ 江南デルタでは県丞二三名、主簿四名が「分防」したが、そのうち開始期の詳細が判明するの
は、県丞一八名、主簿二名である。これら二〇名のほか、「乾隆初」とある湖州府安主簿一名を
1726年（雍正四年）～1750年（乾隆15年）に、「咸豐初」とある太倉州宝山主簿一名を1851年（咸豐元
年）～1875年（光緒元年）に含めた上でグラフ化した。

安吉等の諸県では全く設けられていない。これは川勝氏の指摘した、江南デルタ農村における主要な防衛施設＝水柵と巡検との密接な関わりを想起させよう。主簿は約半数の州県に設置され（同五六・一%）、松江府華亭・婁、蘇州府吳・長洲・元和など府城に附郭の県や、松江府上海県といった「大県」に置かれた。瞿氏の指摘の如く、糧務・水利など行政事務の繁雜な州県を中心に「上から」の論理で設置されたかに見えるのである〔Chü 62／一一〇二頁〕。州県に常置される佐雜はほぼ以上に尽きるから、一州県には知県を含めても僅かに三～七名の「官」しか存在しなかつたことになる。^⑤

さて、これら佐雜のうち、明代から「分防」していたもの、および清代に「分防」したものを抽出・整理したのが表2である。この表から以下の知見を得られる。①「分防」した佐雜は県丞二三名、主簿四名、巡檢四六名の計七三名であった。當時江南デルタには四一個の州県があつたから、農村部には行政都市数に二倍する「官」の駐劄地點が存在したことになる。②県丞は三五名のうち、実に二三名（六五・七%）が「分防」した。主簿の「分防」数は遠く県丞のそれに及ばぬが、四例の「分防」を確認できた。③県丞・主簿の「分防」の開始期を分析するため、開始期を西暦で横軸に、「分防」開始件数を縦軸にとつてグラフ化すると（表3）、一七二六～七五年に一二名の県丞・主簿（四四・四%）が

「分防」し始めることがわかる。具体的には、乾隆一〇年（一七四五）の青浦県丞から同三九年（一七七四）の長興県丞まで、約二〇年間に「分防」開始期が集中しているので、県丞・主簿の「分防」は乾隆前中期に顕著であったと言つてよい。一八五一～七五年の咸豐・同治期にもやや多く確認される。なお県丞・主簿とともに蘇州府盛沢鎮・章練塘鎮など大型市鎮への「分防」が卓越している。^④巡檢は明制を承襲した清代でも一つの例外（巴城巡檢）を除いて「分防」していた。その主な駐劄地は濱島氏の指摘どおり交通の要所や市鎮であるが「濱島⁸³／一二二頁」、江南デルタでは県丞・主簿と同様、湖州府南潯鎮など巨大市鎮の例が圧倒する。^⑤典史は「分防」の例を全く見出せない。明清時代を通じて常時県城に駐したと判断して間違いなかろう。これは職務の特殊性、即ち監獄の囚人の稽査など監獄行政を主務としたこと〔Chü⁶²／九頁〕と密接に関わると考えられる。

以上、清代江南デルタの県丞・主簿は乾隆前中期以降、県城を離れ巨大市鎮へと「分防」する傾向に在った。巡檢はもとより、県丞・主簿までが「分防」するに至つたことは、州県制度における佐式官と雜職の位置づけを考えるとき注意を要する点であろう。なぜなら佐式官の「分防」が職務の変容を伴うものであつたこと、それが以前より「分防」していた巡檢の職務にも何らかの影響を与えるものであつたことを容易に想起せしめるからである。

二 佐雜の管轄区域と州県の領域

本章では、まず「分防」した県丞・主簿・巡檢が管轄区域を有したか否かを問い合わせ、次にその管轄区域の設定基準、州県の領域との関係などについて検討することにしたい。

最初に松江府青浦県七宝鎮に「分防」した青浦県丞の場合を検討してみる（表^{4②}）。該県丞は青浦県の三十五

表4 佐雜の管轄区域

保一区・二区の図一一個、三十四保四区の図一個を「管轄」したほか、婁県の三十五保一区の図九個、二区の図七個、上海県の二十九保の図二個を「兼轄」していた。「管轄」「兼轄」とあるから、該県丞は管轄区域を有したと断定できよう。さらに同様の記載を方志中に求めると、県志に県丞一名、巡檢一名、鄉鎮志に県丞三名、主簿二名、巡檢二名、あわせて一九名の例を確認できる（表4）。これらの記事にも「管轄」「所轄」「分管」等の文言が見えるから、各佐雜が管轄区域を有したことは間違いない。しかもこれらの管轄区域は当該佐雜の固有ないし特殊な状況としては語られておらず、また特に管轄区域を記載せずとも、管轄区域を有したと推定できる「分防」の佐雜も若干見出されるから（後述する上海県黃浦巡檢など）、他の「分防」の佐雜も管轄区域を有したと考えられる。

さて、佐雜の管轄区域はどのように設定されただろうか。表4によれば、例えば①泖橋巡檢は、金山県の胥浦鄉六保一区～二区の図一二個、仙山鄉七保二区の図八個、合計二〇個の「図」を管轄している。このように「図」（ないし「保」）を単位として管轄区域を設定する例は、他にも②青浦県丞③婁県小蒸巡檢④嘉定県諸翟巡檢⑤上海県吳淞巡檢などに見られる。その一方で、「図」をさらに区分する「圩」を基準として管轄区域を設定する場合もある。その代表的な例が⑥吳江縣丞で、西腸・充字・東腸・大適・大飽の五圩のみを管轄していた。⑦吳江縣汾湖巡檢⑧震澤縣平望巡檢も管下の「圩」の合計数を記すから、二巡檢の管轄区域が「圩」で設定されていたことを推測せしめる。後者の場合、『平望鎮志』卷一官舍では「都」で管轄区域を設定するが、同鎮志卷一疆域では「圩」を用いて管轄区域を接する他の巡檢との境界を説明している。これは実際に「都」ではなく「圩」ごとに管轄区域を設定していたことを示すものであろう。なぜなら一般に佐雜の管轄区域は広大で、すべての「圩」を列挙することは煩雑であったため、「都」「図」を用いてその概略を示しておき、他の佐雜との交界地帯についてのみ「圩」ご

とに管轄の所在を記載したものと推定できるからである。さらに管轄区域を「圩」で設定すると同時に、管下の「村」までも明示する例が見出される。(g)帰安主簿の場合、管轄する「村」は順莊編里法で編成された行政村で記されている。(b)元江青県丞(c)元崑新県丞(n)周莊巡檢も「村」を列挙するが、行政村か自然村かは判然としない。

かような管轄区域の設定は、筆者が綠營の「汛」の管轄区域について検証した設定基準と地理的環境(地形の差異、聚落形態の相違)との関わり——高鄉(東部微高地)では「図」、太湖周辺の低鄉(西部圩田地帶)では「圩」

を基準に管轄区域を設定する——を佐雜にも適応しうることを示唆するかのようである[太田98/三六〇七頁]。

なぜなら「図」や「保」を基準に管轄区域を明示する(1)泖橋巡檢などは高鄉に、一方「圩」で管轄区域を設定する(2)吳江縣丞などは低鄉にそれぞれ位置するからである。さらに低鄉で「村」をも明示する場合が見られるのは(高鄉では確認されぬ)、土地標記のための「圩」を用いて空間を分割しながらも、自然村ないし行政村が「図」や「圩」を跨いで集村を形成するため、「村」を明示した方が管轄区域の明瞭化に都合がよいこと、佐雜の職務が保甲の編排など治安と深いつながりを有し(後述)、「人」=戸口の掌握を主たる目的とするに由来すると考えられる。佐雜の管轄区域も、綠營の「汛」と同様、地理的環境に応じて設定の基準が異なつていたと推定できるのである。

ところで、かかる方法で設定された佐雜の管轄区域は、どのように州県の領域を分割していたのであろうか。比較的詳細な状況の判明する州県を例に検討を加えることにしよう。

[松江府上海県] (n)上海県吳淞巡檢に関する記事によれば、乾隆三二年(一七六七)以前の上海県は吳淞・黃浦の二巡檢によつて分割されていた。ただし二巡檢の管轄区域が上海県全域を完全に蔽うものであつたか、またどこまで厳密に設定されたかは不明である。ところが、乾隆三二年に至ると、吳淞巡檢田天祚の提案によつて県丞・主簿

をも加えた上で再分割されることになった。上海県は県丞一・主簿一・巡檢一によって四つの「空間」に分割されたのである。他県でも同様に①青浦県丞に「その他〔の図〕は諸翟巡檢〔の管轄〕に属する」、②元江青県丞にも「その他の〔青浦県の〕図は灘山巡檢の管轄に属する」などの文言を確認できることから、各佐雜の間での管轄区域の分割が見られたこと、これらの管轄区域が空間的に連続するものであつたことは明らかであろう。さらにここで注目すべきは③の上海県の記事に登場する県丞・主簿の場合、依然として「分防」せず県城に駐在している点である。つまり上海県では乾隆三三年を境に、県城に駐する県丞・主簿であれ、城外に駐する巡檢であれ――「分防」するや否やにかかわらず――、一定の空間を管轄することになったわけである(県城に駐する典史については不明)。かような事例は現在のところ上海県以外に見出しえていないが、一方で県丞・主簿・巡檢がすべて「分防」して管轄区域を有したと判断できる例(宝山・秀水・嘉善・帰安)も若干ながら確認しうるから、他にも県内の全ての佐雜が管轄区域を有する場合があつた可能性は高いのではないかと推測される。

〔松江府青浦県〕 松江府青浦県の県域は六名の佐雜によつて完全に分割されている。^④ そのうち青浦県丞(七宝鎮)・新涇巡檢(章堰鎮)・灘山巡檢(朱家角鎮)・典史(縣城)の四名は青浦県の佐雜であるが、元江青県丞(章練塘鎮)・諸翟巡檢(諸翟鎮)はそれぞれ元和県・嘉定県の佐雜であつたから、青浦県の西・東北の交界地帶は隣県の佐雜の管轄に委ねていたことがわかる。なお青浦主簿は県城に駐劄して管轄区域を有していない。

さて、ここから二つの興味深い事実が判明する。第一に、典史が管轄区域を有することである。第一章で検討した如く典史は「分防」しなかつたが、青浦県の場合、城内・閑廂に管轄区域を有したのである。当然に全ての典史が管轄区域を有したと即断するのは危険だが、後述の吳江・震沢兩県の典史も管轄区域を有すること、県丞・主

簿・巡檢の管轄区域に城内を含む例を見ないことを考慮すれば、典史が城内を管轄した可能性は高いかも知れない。

第二に、佐雜の管轄区域が複数の州県（ないし府）に跨ることである。かかる例は右の元江青県丞（表4(b)）・諸翟巡檢（同①）のみならず、表4のⓐ青浦県丞⑥元崑新県丞⑦澱山巡檢のいずれも一、三の県に跨つて管轄区域を有している。ⓑ元江青県丞に至つては、本来の新陽県内ではなく元和県章練塘鎮に駐劄する上、元和・呉江・青浦の三県に跨つて管轄区域を有した。これらの事実は一種奇妙なようにも思われる。なぜなら佐雜は一州県の「官」である以上、その直接に権限を行使しうる「空間」も必ずしも該県内部に限定されるのではないかと一般には判断されるからである。現在のところ、なぜ佐雜の管轄区域が府・州・県を跨ぐのかについて十分な解釈を示しえないが、①澱山巡檢の職務に関する断片的な記述が一つの手がかりを与えてくれるのではないか。即ち「薛澱・蓮子両湖の私塩を取締る。〔青浦〕県西部の一〇二個の図の盜案についてもパトロールや犯人の逮捕を行わせ、崑山県金区の三個の図もあわせ管轄させる」とあって、「私塩」「盜案」という具体的な目的を語る。巡檢の職務からすれば、パトロールや犯人の追捕は当然であるが、かかる治安に関わる職掌はその性格上「人」の管理を最大の目的とするため、府・州・県の行政領域は必ずしも有効なものとはなりえなかつた。特に境界に大型市鎮——右の章練塘鎮はその典型的な例であろう——が立地する場合には尚更であつたろう。人や物資は市鎮を起点に放射状に移動・往来したはずであり、犯罪も市鎮本体よりもむしろ交通路上を販運される財貨を狙つて発生するに相違ないからである。移動せぬ「土地」の掌握、即ち確実な土地税の徴収を最大の目的の一つとする州県の行政領域と、頻繁に移動を繰り返す「人」の管理に重点を置く治安上の管轄区域との間に「空間」的なズレを生じたとしても、それは当然のことではなかろうか。むしろ目的に応じて柔軟に管轄区域を設定したこと、それ自体に注目すべきであろう。

表5 呉江・震沢両県の佐雜の管轄戸口数

駐 級 地	雍正九年(1731)	乾隆九年(1744)		
		戸	口	戸
汾 湖 巡 檢	蘆墟鎮→黎里鎮	戸 31970	戸 37567	140009
同 里 巡 檢	同里鎮	戸 12591	戸 17448	68638
平 望 巡 檢	平望鎮	戸 23907	戸 35683	口 (男) 55008 (女) 69973
震 沢 巡 檢	震沢鎮	戸 25395	戸 35907	口 (男) 53186 (女) 61309
呉江県分防原丞	盛沢鎮	管轄なし	戸 4436	口 16682
呉江県典史	儀門外西	戸 4495	戸 4556	口 21882
震沢県典史	県城内	戸 4386	戸 4386	口 (男) 5553 口 (女) 6910

※→は移駐を意味する

〔典撲〕乾隆『呉江県志』卷五戸口丁、乾隆『震沢県志』卷四戸口

〔蘇州府呉江県・震沢県〕乾隆二一年(一七四六)頃、呉江県には県丞(盛沢鎮)・主簿・典史(以上、県城)・同里巡檢(同里鎮)・汾湖巡檢(黎里鎮)、震沢県には県丞・典史(以上、県城)・震沢巡檢(震沢鎮)・平望巡檢(平望鎮)⁽¹²⁾の計九名の佐雜があつた。このうち城内の呉江主簿・震沢県丞は管轄区域を有さぬから、従来どおり糧務・水利など県内行政の一部を分担したと推定される。一方、他の佐雜は全て管轄区域を有し、その管轄区域も両県が低郷に位置するという地理的環境に対応して、決して「図」ではなく「圩」にまで及ぶ詳細なものであった。⁽¹³⁾

加えて両県では、佐雜による“人”的管理、即ち管轄区域内の戸口数も判明する(表5)。雍正九年(一七三一)、両県は初めて本格的な保甲の編排を実行し「戸」数を確認した。それは佐雜間の「戸」の分担管理を実行したものとのようである。この時点では管轄区域=「空間」の分割を伴つたかどうか判然としないが、雍正年間にすでに佐雜間で「戸」の分担管理の動きが見られたことは注目されてよい。乾隆九年(一七四四)には、呉江知県丁元正が保甲を再編し「戸」数のみならず「口」数をも把握するようになつた。従つて、県志に記載の戸口数は保甲冊の作成に関わつて確認されたものと判断してよからう。以上、乾隆二一年までに呉江県丞や各巡檢は盛沢鎮・平望鎮・同里鎮など巨大市鎮に駐して該鎮本体と(若干の小鎮・大市等を含む)後背地農村を、両県の典史は城内に駐して県城内と閑廂或いは県城に比較

的近い農村を、それぞれ“人”“空間”ともに分割するようになつてゐたという図式を描きうるのである。なお表5で興味深いのは、雍正九年（一七三一）～乾隆九年（一七四四）の一三年間に、農村部の「戸」数が大幅に増加したことである。典史の管轄する都市部の「戸」数がほぼ横這いなのに對し、各巡檢の管轄区域のそれは五千弱から一万二千ほども増加している。この農村部の「戸」数の増加が何に起因するかは判然としないが、盛沢鎮・平望鎮等の市鎮本体に向かつて他県の農民が流入した結果との推測も可能かもしれない。

以上、州県の領域と佐雜の管轄区域の關係を整理すると、①「分防」するか否かを問わず、県域が全ての佐雜（典史は不明）によつて分割される場合（上海）、②典史を除く佐雜すべてが「分防」して県域を分割する場合（宝山・秀水・嘉善・帰安）、③県丞ないし主簿は「分防」せず管轄区域も有さないが、他の佐雜が県域を分割する場合（青浦・呉江・震沢の諸県）、以上の三タイプに分類できた。ただし佐雜の管轄区域が必ずしも州県の領域内で完結していないことは上述のとおりである。ではこのように管轄区域を有するようになつた佐雜の職務は、それ以前に比較してどのように変化したであろうか。次章で検討することにしよう。

三 佐雜の「分防」と江南デルタ市鎮住民

「分防」する佐雜のうち、巡檢の職務については、川勝氏が水柵など市鎮の防衛機能との関わりから考察している。氏は①巡檢は宋・元・明・清の四時代に州県の巡邏・盜賊の擒捕を掌つた兵部系統の^マ地方衙門の末端であつた、②明の嘉靖・万曆以降、巡檢の数は全国的に縮小傾向に在つた、③江南デルタ市鎮の巡檢も管下の弓兵の勤索等を理由に規模の縮小が見られた、④一方で巡檢の必要性も認められ、巡檢本人或いは市鎮住民・徽州商人らの努

力により衙門の維持が図られたと述べ、巡檢司制度の縮小・弛緩を前提に市鎮住民の自治意識の萌芽が見られたと結論する。即ち市鎮住民自治による市鎮防衛像を強調したのである〔川勝 87／一〇九～一四頁〕。また江南デルタの地主—佃戸制の展開を考慮する時、佃戸の抗租・欠租と官憲の関係も重要な課題である。これについては濱島氏が地主の収奪システムの一部をなす巡檢に論及するほか〔濱島 83／一一一～三頁〕、小島氏も清末の官憲・地主一体の収租システムⅡ追租局を論ずる中で、佐雜が追租局の業務を担当したと指摘する〔小島 67／三一八～二五六頁〕。

以上、諸先学の研究を整理すると、主に明代市鎮の防衛機能ないし清末の収租維持システムの解明という視点から巡檢の職務が検討されてきたと言える。ではこれら諸研究のはざまに位置する清中期に巨大市鎮に「分防」しあつ管轄区域を有した佐雜は如何なる職務を遂行したのだろうか。通説的には、県丞や主簿は水利・糧務などを掌るか、或いは特定の職務は無かつたと考えられ、警察業務を専掌する巡檢との間に職務上の相違も指摘されている。従つて「分防」の後、県丞・主簿の職務がどのように変化したか、それに伴つて巡檢の職務にも変化が生じたのかどうか、然りとすればどのような変化であつたかを郷鎮志で確認することから始めねばならぬであろう。

まず「分防」後の県丞・主簿の職掌に明確な変化があつたことを示す記述から検討する。吳江県丞は、乾隆五年（一七四〇）まで県城に駐し、全県の水利・糧務を職掌としたが、盛沢鎮に「分防」した後は該鎮の水利を兼理しつつも、専ら賭博・娼婦・私宰（耕牛の屠殺）¹⁸・私鑄・窩主・盜賊・地棍・打降の八事の取締りに当り、それまでの職務は全て県城の主簿に委任した。県丞の主要な職務は全県を対象とした一般行政から特定区域の警察業務へと移行したかのようである。乾隆二六年（一七六一）、元崑新県丞は六直鎮周辺の複雑な水路網に起因する盜賊の出没を理由に該鎮に「分防」した。その本来の職務は水利事務の処理であつたが、「分防」後はこれを主簿に委ね、

自らは誘拐・逃盜（盜賊の庇護）・賭博・鬪殴・焼鍋（酒の密造）・私宰・異端・邪術等の摘発を担当するようになつた。⁽¹⁹⁾ 主簿の職務もほぼ同じ傾向を示し、例えば、帰安主簿は菱湖鎮に駐し、犯罪取締り・パトロールを専掌すると同時に水利を兼管している。⁽²⁰⁾ さらに個人の伝記から史料を補うと、嘉慶年間に青浦県丞（七寶鎮）に着任した黄文華は「地棍（チベリ）・酒徒（のなぐれ）を必ず厳しく懲治した。故に黄公の在任中には地棍が店舗を索詐したり、酒徒が街坊で罵詈たりすることは皆無であつた。賭博・打降（ヤクザ）・私宰耕牛及び演花鼓戲（エンハグエイ）など人を堕落させる悪習に至つては、特にこれを厳禁した」という。ここに特定区域の警察業務に任ずる県丞・主簿の姿を確認できる。一見、農村の警察署長ともいふべき巡檢と同様の職務に任じ、一定の警備区域を分担しあうようになつたかに見えるのである。

ところが、県丞・主簿の駐する市鎮の郷鎮志の記載はこれだけに止まらない。そこにはさらに多様な職務を果たす県丞・主簿が描かれている。乾隆八年（一七四二）、吳江県丞（盛沢鎮）の熊晉は、賭博場・妓館を禁止し訟師・拳勇を厳しく懲治するとともに、賑粟・施棺等を奨励した。⁽²¹⁾ 警察業務のほか、救恤・善挙などにも携わつていたのである。また次の二名の吳江県丞は、裁判の前段階における調停のほか、軽微な刑事案件など州県自理の案の審理をも代行していたようである。乾隆三十三年（一七六八）赴任の史尚確（山東樂陵県拳人）は生まれつき淳樸な人物で、清廉かつ慈愛があつた。そのためもめ事を判決すれば、にこやかに尋問・結審し、原告・被告ともに承服した。⁽²²⁾ 乾隆六〇年（一七九五）着任の崔兆麟は窃盜犯を厳しく取締り懲治した。捕縛後犯人を笞打つて繫いでおき、外出の際には自らの輿の後に従わせ、「こいつは窃盜犯だぞ！」と人に叫ばせ市鎮住民に知らしめたので、窃盜は無くなつたという。⁽²³⁾ 佐雜は本来審理の代行のみならず訴状の受理さえも禁止されていたが、佐式官たる県丞が県城を遠く離れた市鎮に在つて審理を代行することは充分に推測可能な範囲ではある。ただし注意せねばならぬのは、

ここに確認された県丞のあり方が単によりリアルな事実を伝えるだけでなく、郷鎮志の中で称賛された、いわば“期待”された県丞像としての性格を有することである。県丞の審理の代行は市鎮住民にとつて決して違法なものとは見なされず、むしろそれを前提に公平かつ厳格な処理が求められたのであつた。

さらに市鎮住民の“期待”的観点から、郷鎮志における巡検像を再検討してみよう。嘉慶年間の元和県周莊巡檢喻榮疆〔江西南昌附監生〕は「暴」を除き良民を安んじたので、市鎮の「士民」は悦服した。また文才にも長けていたという。〔²⁷〕「暴」を除いたとあるから、巡檢の本来の職務たる警察業務について評価されたようであるが、文人としても評価されている点は注目してよい。咸豐・同治頃の周莊巡檢袁鍾琳〔浙江錢塘縣附貢生〕に至ると、該鎮在住の生員・童生を公館に集め、飲食を準備して毎月二回文会（学問・文章の集会）を主催しただけではなく、彼等の文章を自ら批評し甲乙を定め優秀な者に書籍を贈呈した。その結果、文風大いに振るい、震澤県の莊人宝、吳江県の陳麟は鄉試に合格したという。ここに描かれた巡檢の姿は想像される警察署長のそれとはかなりかけ離れたものであるが、それは必ずしも特殊なものではなかつた。嘉慶二年（一八一六）着任の嘉定県の署諸翟巡檢魏邦魯は、循良・風雅な人物で在任中よく文人と交際したほか、酒食を用意して文童の会課（＝文会）を催し、彼等の文章を地元の先達に評閲してもらひ彼自らが甲乙を定めた。そのためこの会から出た合格者が多かつた。警察署長のみならず文人として市鎮の知識人層と交流する巡檢像を強調した記述となつてゐる。乾隆二年（一七五六）着任の吳江県同里巡檢陳箴は市場でもめごとを見かけば、即ちに調停してやり一錢も取ることがなかつた。前年からの凶作に対して救恤を行ない全く横領することも無かつたので、「士紳」は彼に敬意を払つた。乾隆三五年（一七七〇）に署巡檢となつた蕭履堂〔福建建寧人、国子監生〕は廉潔を旨とし非常に貧しかつたが、職務に励み毎晩巡

遷を実施したので市中での窃盜や賭博は無くなつたという。³¹⁾また灤山巡檢楊某は、乾隆一〇〇年（一七五五）の飢饉

³²⁾

の際、奉旨して朱家角鎮に粥廠を設け、「富室」の援助を得て飢民に粥の炊き出しを行なつた。³³⁾これら諸例は明らかに警察業務の評価だけではなく、巡檢自身が清廉潔白で善挙を行なつたこと、調停に努力し勦索しなかつたこと、市鎮の知識人と交流し敬意を払われる存在であったことなどに記述の重点を置いている。若干の誇張を考慮しても、ここに垣間見える巡檢像は単に武骨な警察署長の一面のみを取り上げることが実態にそぐわず、県丞・主簿と同様、市鎮の知識人と親しく交際する、あたかも「鎮長」の如き存在であったことがわかる。

このように「分防」の佐雜は、事実上県域を分割した、市鎮を中心とする一定空間の行政官³⁴⁾「鎮長」の如き役割を果たしていた。これは市鎮住民の「期待」に応えたものでもあつたと考えられる。さすれば、「分防」が本当に市鎮住民の「期待」であつたか否かが実証されねばならぬが、それは「分防」が必ずしも「上から」の押しつけではなく、市鎮住民の積極的な招致・関与によつて実現したことで傍証される。例えば、青浦県丞（七寶鎮）は「黃文華が鎮に駐劄して自らの給料を支出し、また鎮の「鄉衿」も資金を寄付した」³⁵⁾ので衙門を建設できた。嘉定県丞（南翔鎮）衙門も該鎮の「紳士」張成績の主導の下、「商民」が勇躍して出費し建設した。³⁶⁾海寧州判（長安鎮）衙門の敷地は該鎮の監生陳堯の寄付によるものであつた。³⁷⁾嘉定巡檢は、乾隆三〇〇年（一七六五）、諸翟鎮の「里人（＝鎮人）」沈世浩と「紳耆」が協力して呈請した結果、南翔鎮から移駐することになつた。このように佐雜の「分防」の背景には、史料中で「鄉衿」「紳士」「紳耆」「商民」「里人」と表現される階層、即ち該鎮の下級知識人・商人を始めとする鎮の有力者層の「期待」が存在した。彼らの「期待」の中味こそが鄉鎮志に垣間見られる佐雜像だったのではなかろうか。警察業務に止まらず在鎮の「官」として多岐にわたる役割を期待したのである。

ところで、かような方法で佐雜が農村部へと移駐したことは、彼らが下級知識人・商人層（これらは地主に重なる）にかわって“私権”を行使する——そもそも地主の“私権”であったのが、表面的には公的外被を纏う——可能性を孕んでいた。その具現化されたものが「追租局」「押佃所」ではなかつたか。なぜなら「追租局」など官・地主一体の暴力装置は、市鎮に招致された佐雜が運営していたからである。ところで、三木聰氏は雍正五年（一七二七）の抗租禁止条例を考察するなかで、佐式官等が地主の告訴を受理し、抗租・欠租した佃戸に恣意的な刑罰を行使することを違法とする、康熙四四年（一七〇五）の戸部など中央レヴェルの認識を紹介している「三木88／一五〇頁」。これは確かに佐式官による抗租案件の処理を制度的に否定するものであろう。しかしかかる“當為”をわざわざ確認せざるを得ないことが、逆にそれとは乖離した地方レヴェルの“実態”——抗租・欠租は本来ならば知県が処理すべきであるが、「細事」であるがゆえに佐式官等に委ねられる——を如実に表しているとも考えられるのである。然りとすれば、清末の官・地主一体の収租維持システムは、清中期（特に乾隆前中期）にまでその直接的な淵源を溯りうると言えるのではなかろうか。

おわりに

本稿では、江南デルタにおける佐雜——特に県丞・主簿・巡檢——の「分防」の実態について考察した。その結果を整理すれば、以下のようなようになろう。①明代以来、江南デルタ農村の治安維持は主に巡檢に委ねられてきた。ところが、乾隆前中期に至ると、佐式官の県丞・主簿が県城（行政都市）を離れて「分防」するようになつた。県丞・主簿・巡檢はいすれも大型市鎮に駐劄する例が卓越する。②これら佐雜は皆な管轄区域を有し、市鎮本体及び

後背地農村（若干の小鎮・大市を含む）を管轄した。その管轄区域は地形の差異、聚落形態の相違など地理的環境に対応して「図」「圩」ないし「村」ごとに明確に設定されていた。③「分防」する佐雜の任務は捕盜など警察業務に止まらず、軽微な刑事案件など一部の州県自理の案を裁いたり、欠租を審査するなど多岐に涉つたと推定される。④右の「分防」の実態から見れば、佐雜の管轄区域は実質的に州県の領域を分割した一種の行政的な領域と見なせる。つまりある一定の社会的経済的レヴェルにまで到達した市鎮が国家権力の行政系統へと組み込まれたことを意味しよう。⑤ある一定の社会的経済的レヴェルとは、商業取引の活発化など市鎮の経済的な発展のみならず、下級知識人（生員）・商人層を始めとする政治的経済的力量を備えた階層の市鎮への多数の居住を条件とするものに他ならない。なぜならかかる階層の招致により佐雜の「分防」が実現する場合も少なくなかつたからである。⑥以上の結果から見れば、乾隆前中期以降、県丞・主簿といった佐式官と巡檢との間の職務上の差異が少なくなつたようである。つまり佐式官の“巡檢”化、巡檢の“佐式官”化がすすんだのである。⑦下級知識人・商人等の階層が佐雜を招致した理由については判然としない部分も多いが、一つには彼らが自己の要求を直接的間接的に政治に反映させるため、上級の州県へと“回路”を繋ごうとしたこと（現実的目的）を想定できる。また本稿の冒頭で言及した森氏の議論を援用するならば、市鎮という同じ地平に立つた場合、少しでも他の市鎮に先んじて王朝国家の行政体系へと近づこうとする「鎮人」の強い志向が、国家権力の象徴としての「分防」を招致せしめた（観念的目的）とも推測できるのではなかろうか。

ところで、緑營の「汛」——「大汛」と「小汛」の二階層から成る——は、雍正期以降江南デルタ農村へと設置展開され、本稿で対象とした佐雜と同様、「図」「圩」を用いた明確な管轄区域が設定されていた〔太田98〕。緑營

の「汎」は雍正年間、県丞・主簿の「分防」は乾隆中期という多少のタイムラグが存在するとはいえ、なぜこれらの時期、江南デルタ農村に新たな文・武官の管轄区域が出現したのであろうか。現在のところ、かかる問題設定に即答するのは不可能だが、簡単な見通しを述べておきたい。これまでの明代江南デルタ農村研究で明らかにされた如く、明朝は民事案件や軽微な刑事案件の裁判を里老人に委譲するなど、里甲制という公的外被を纏つた郷居住主層に農村の治安を委ねてきた。ところが明中葉以降、明末に至るまでに、郷居住主の没落、郷紳の城居化、里甲制の崩壊と、農村の自律的な治安維持体制は次第に解体していく〔濱島82／五五六～七頁〕。そして明朝が瓦解し国家権力が消滅すると、人々は我が身を守ろうと自衛のために「郷兵」など狭く排他的な集団へと結集していった〔岸本95／六～一〇頁〕。かかる状況下に成立した新王朝＝清はどのようにして市鎮を中心とする農村の治安維持を再構築しようとしたのだろうか。それが綠營であり、佐雜ではなかつたか。つまり江南デルタ農村の治安は官府＝国家権力自らが担うことになったということになろう。ただしこれはあくまで推測であり、綠營なり佐雜なりが如何なる役割を果たしたのか、両者が僅かとはいえ明らかに異なつた時期に農村へと展開したことは何を意味するのかが明らかにされねばなるまい。すでに紙数は尽きた。別稿にて論ずることにしよう。

注

- (1) 滋賀秀三氏「滋賀84／一八頁」によれば、明清時代、各官庁は正官（官庁としての意思決定を行う。複数からなり、第一席・第二席などの序列に分れる）・首領官（部外からの案件を受付け、属官に分配するなど、事務の進行に全般的に目を配る）・属官から構成された。地方官庁の場合、ややこれと異なり、正官のうち第一席に権限が集中する。これが印官であり、第二席以下は佐式官として区別された。他面、地方には属官が置かれず、雜職のみが置かれたため、首

領官も本来の意味を失い、佐武・雜職の同類に見られたという。これに対し、中国の研究者は首領官・雜職等を属官とみなす場合が多い〔劉子揚94／一二頁を参照〕。

(2) 州には正印官の知州（従五品）、佐武官の州同（従六品）・州判（従七品）、首領官の吏目（従九品）、雜職の巡檢（従九品）等があった。ただし本稿が対象とする江南デルタは太倉（直隸州）・海鹽（属州）の二州のみであるから、必要の無いかぎり県で代表させる。なお本稿では州県の佐雜のみを考察の対象とし、府の佐雜を含めないことを予め断つておく。また江南デルタの語は松江・蘇州・常州・太倉・嘉興・湖州の五府・直隸州の範囲をさすものとする。

(3) 滋賀氏は佐武官の説明の中で「同城」と「分防」に言及する。前者は印官と同一の都市すなわち州城・県城に所在する場合、後者は管内の他の要地に駐在して出張所としての役割を果す場合をさした〔滋賀84／一二一頁〕。

(4) 縣丞・主簿・巡檢ともに各県一名を基準として算出した。即ち一〇〇%で各県一名の設置を意味する。江蘇省の巡檢の場合一三三・三%であるから、三県に一県は二名の巡檢を設けた計算になる。

(5) 駅丞・稅課司大使・倉大使・河泊所官等の佐雜もあったが、未入流で官品は低く、存廢常ならぬ状態であった。

(6) 濱島氏によれば、「図」とは「(県)都(保・区)一図一字母一址」と表現される、江南デルタの魚鱗図冊における土地所在の標記方式であった〔太田98／三五頁を参照〕。

(7) 浙江省の順莊編里法については、さしあたり伊原88を参照。

(8) 嘉慶「松江府志」卷一四建置志、上海県

(9) 光緒「青浦県志」卷三〇雜記（方志叢書第一期一六、第四冊、二三〇七～九頁参照）

(10) 典史凡轄城内外全図一（五区廿六図）、分図半（六区十七下図）、在城分図三（五区十二図、四区九廿四図、六区六図、鄉岡属灘山巡檢、岡共五（皆属五十保）（光緒「青浦県志」卷三〇雜記、△内は割注、以下同じ）。

(11) 薛灘・蓮子両湖塙梶私販、職專巡捕。県西一百二図盜案亦資巡緝、崑邑金区三図兼管轄焉（嘉慶「珠里小志」卷八官署）。

(12) 乾隆二年「吳江県志」、卷八公署、乾隆二年「震澤県志」卷七公署

(13) 乾隆「吳江県志」、卷三鄉都図序（方志叢書第二期一六三、第一冊、一六一～二二頁）、乾隆「震澤県志」卷三鄉都図序（方志叢書第一期二〇、第一冊、一七一～八一頁）は、各佐雜の管轄区域を詳細を記すが、煩雑なためここでは省略

- する。頁数を挙げておいたので参照されたい。各管轄区域が「図」と無関係に「圩」で設定されたことは、たとえば吳江県「二都副扇」十図の「柳胥圩」のみ典史の管轄、他圩は全て同里巡檢が管轄したこと、同県「十二都副扇七図」も「西城圩」のみ典史の管轄、他圩は全て汾湖巡檢の管下に在つたことから判明する（乾隆『吳江縣志』卷三鄉都図圩）。
- (14) 乾隆『吳江縣志』卷五戸口丁（二五一頁）の記載によれば、分県した雍正四年にも保甲の清査を命じている。しかしながら、遵守されなかつたのか、雍正九年に至つて厳しく保甲を実施したと述べる。乾隆『震澤縣志』卷四人丁、戸口にも同様の記載がある。
- (15) 乾隆『吳江縣志』卷五戸口丁に「至乾隆九年、知県丁元正奉文逐戸清査。於是凡戸口總數細數、始皆得其實云」とある。乾隆『震澤縣志』卷四人丁、戸口の記載から、震澤県でも同時に保甲を再編したことが判明する。
- (16) 乾隆『吳江縣志』卷九營汛、水柵（二六〇頁）の記事によれば、典史は巡檢と同じく県城に近い水柵を管轄している。また盛沢鎮に「分防」した吳江縣丞（管理盛沢鎮事務県丞とも称する）の職務は、やや他の県丞に比してやや特殊であり、鎮本体のみを管轄したようである（太田98／三七／八頁を参照）。
- (17) 明代の巡檢は兵部系統に属するが、清代では州県（吏部）系統に属している。正徳『大明会典』卷一二三、兵部八、閔津一、設置巡檢司および光緒『大清会典』卷五吏部、巡檢司を参照。
- (18) 主彈压盛沢鎮、稽查八事（賭博・窩娼・私宰・私鑄・姦匿・盜賊・地棍・打降）、移県究擬、兼理本鎮水利（按自分江・震兩県後、丞管水利、兼糧務。乾隆五年六月、移駐盛沢鎮。旧所管事、併歸主簿）（同治『盛湖志』卷七官制、吳江縣丞）。
- (19) 乾隆二十六年十月九日、吏部等部、為彙請移駐官員、分防彈压、以裨地方事。……查蘇州府元和縣之六直鎮「二六直鎮。引用者補」界連崑山、新陽二縣、支河汊港、四通八達、為宵小出沒之所。地方緊要、雖有巡檢、微員未足以資彈压。請將元和縣丞移駐六直鎮、原管水利事務、查有崑山縣主簿、並無專司事件、應請改隸元和縣、專司水利。……凡遇姦拐、逃盜、賭博、鬭毆、燒鍋、私宰以及異端、妖術等項事、宜均聽該縣丞查拏、解縣究治（乾隆『吳郡甫里志』卷二設官）。
- (20) 地勢割坼、水道叢雜、彈压巡緝、兼管水利（光緒『菱湖鎮志』卷一公解）。

- (21) (黄文華) 其於地棍・酒徒、必嚴徵治。是以終黃公之世、店肆無地棍索詐、街坊無酒徒罵詈也。至於賭博・打降・私宰耕牛及演花鼓戲等一切壞人心術・惡習、特行嚴禁(『七寶鎮小志』(抄本、年次不明)卷二官師、縣丞署)。
- (22) 熊晉 字惕庵、江西南昌人。乾隆八年莅任。以盛況地狹民稠、良莠雜處、嚴申禁令、博場・妓館驅除殆尽、峻治訟師・拳勇、民無詐擾。遇地方善事賑粟、施棺掩埋之類、必獎勸曲成(同治『盛湖志』卷七政績)。
- (23) 史尚確、山東樂陵舉人。乾隆三十三年、莅丞。任性淳樸、清廉慈惠、判決民事、和顏訊結、兩造皆服(同治『盛湖志』卷七政績)。
- (24) 崔兆麟、湖北江夏人。乾隆六十年、撰丞篆。嚴繕窺匪、窮治其黨、笞而繫之、出則令隨輿後、使人呼曰「此犯窺者」。俾市人共識之、由是匪無所容、里無窺案(同治『盛湖志』卷七政績)。
- (25) 原來佐式官以下は裁判権を有さず、裁判に関与することを許されなかつたばかりでなく、緊急性のない通常の訴えを受理することも固く禁ぜられていた。滋賀84／五六頁を参照。
- (26) 例えば、時期的にはやや下るが、民国『台州府志』(浙江省)卷五〇建置略一、黃巖県によれば、同治六年(一八六七)に烏巖に「分防」した県丞は、該地が県城を遠く離れることを理由に詞訟の受理のみならず、枷杖以下の裁判権をも付与されている(一、准理詞訟、以佐治理。……今移駐分防、應請該管莊内、有關殴賭窺姦私索詐及戶婚田債事、罪在枷杖下者、或被禁、喊求・押放等、歸縣丞辦理、結後移詳備案)。また「抗欠之戶」があれば、「提追枷示」することをも認めており(一、幫催糧賦、以收贊助。……有抗欠之戶、由丞提追枷示)、清末の農村の状況を色濃く反映した職務となつてゐる。
- (27) 喻采彊 字朴堂、江西南昌縣附監生。嘉慶間、在任六年、除暴安良、士民悅服。好屬文頗簡淨、陳鶴增輯『貞豐擬乘(周莊鎮)の鎮志。引用者補』序言、是其手筆(光緒『周莊鎮志』卷二公署)。
- (28) 袁鍾琳 字亦齋、浙江錢塘縣附貢生。……甲子(同治三年)春、〔袁鍾琳〕招在鎮生童、集其公館為文會、供備飲食、一月二拳、親定甲乙、前列者贈以書籍。自是文風大振、震沢莊人寶・吳江陳麟、於是歲冬及丁卯(同治六年)科、先後領鄉薦(光緒『周莊鎮志』卷二公署)。
- (29) 魏邦魯(嘉慶二十一年署任)、号春煦、湖南人。循良風雅、在任好親接文人、嘗備酒饌、起文童会課、請本地先輩評閱、親定甲乙。是科學憲歲試、在會多獲雋者(咸豐『紫陽村志』卷三官署、諸翟司衡史)。

- (30) 陳箴，山東濟寧人。乾隆二十一年任。……間行於市，見有爭者，即判決解去，不索硃儀，每以無事為福。……值（乾隆）二十年荒，督賑於庵村，一無染指，真廉吏也。士紳共礼之（民国『同里志』卷一九人物志一〇，官蹟）。
- (31) 蕭履堂，字敬齋，建寧人，國子監生。乾隆三十五年，署同里巡檢。廉潔自矢，不名一錢。地多盜匪，賭博，履堂夜常巡徼市中，奸宄以息（民国『同里志』卷一九人物志一〇，官蹟）。
- (32) 乙亥歲（乾隆二〇〇年）大祲，（濱山巡檢楊某）奉旨施賑，珠里粥廠設旧城隍祠。里中富室亦各出藏粟，施惠鄉黨（珠里小志）卷一八雜記）。
- (33) 嘉慶間，四川黃文華、來莅茲土，自出俸銀，并合鎮鄉衿共樂捐資，即於南鎮南街西隅，售房舍一所，修葺之，以為公署（『七寶鎮小志』卷二官師、縣承署）。
- (34) 翔之紳士張君成績，首倡鳩工，翔之商民急公恐後（嘉慶『南翔鎮志』卷二營建，分防縣承署、「重修南翔分防序碑記」）。
- (35) 署基地三畝三分三厘，監生陳堯欽捐（同治『修川小志』卷上官署、州判署）。
- (36) 国朝乾隆三十年建。地當三邑交界，向來盜賊規避潛藏，視為淵藪，居民苦之。里人沈世浩協同紳耆，呈請設建司署、自捐基地・房屋（光緒『盤龍鎮志』官署、諸翟鎮巡檢司）。

参考文献一覽

- 稻田清一 92.. 「清末江南の鎮董について—松江府・太倉州を中心として—」 森正夫編『江南デルタ市鎮の研究』名古屋大学出版会、所収
- 伊原弘介 88.. 「清朝鄉村支配の構造—浙江省順莊法に基づいて—」 横山英等編『中国社会史の諸相』勁草書房、所収
- 太田 出 98.. 「清代緑營の管轄区域とその機能—江南デルタの汛を中心に—」『史学雑誌』一〇七一〇
- 片山 剛 94.. 「珠江デルタの集落と「村」—清末の南海県と順德県—」『待兼山論叢』（史学篇）二八
- 川勝 守 87.. 「明代・鎮市の水柵と巡檢司制度—長江デルタ地域について—」『東方学』七四
- 岸本美緒 95.. 「明清交替期の江南社会」『歴史と地理』四八三
- 小島淑男 67.. 「辛亥革命前夜における蘇州府の農村社会と農民闘争」東京教育大学アジア史研究会編『近代中国農村社会史研究』大安、所収

- 滋賀秀二 84 .. 「清代中国の法と裁判」 創文社
- 西川喜久子 90 .. 「珠江三角洲の地域社会と宗族・郷紳—南海県九江郷のはあい—」 『北陸大学紀要』 一四
- 濱島敦俊 82 .. 「明代江南農村社会の研究」 東京大学出版会
- 同 83 .. 「明清時代・中国の地方監獄—初步的考察—」 『法制史研究』 三三一
- 同 90 .. 「明清時代・江南農村の「社」と土地廟」 『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』 下巻、汲古書院、所収
- 同 97 .. 「農村社会—覚書」 森正夫等編 『明清時代史の基本問題』 汲古書院、所収
- 三木 聰 88 .. 「抗租と法・裁判—雍正五年(一七二七)の《抗租禁止条例》をめぐって—」 『北海道大学文学部紀要』 三七一
- 森 正夫 94 .. 「清代の郷鎮志における地域社会観—江南デルタに即して—」 森正夫編 『旧中国における地域社会の特質』
- 同 96 .. 「平成2~5年度科学研究費補助金、一般研究(A) 研究成果報告書、所収
- 文科学研究所、所収
- 劉子揚 94 .. 「清代地方官制考」 北京紫禁城出版社
- 尹 章義 81 .. 「新莊巡檢之設置及其職權与功能」 『食貨月刊』 復刊一一八九
- Tung-tsu Chu(瞿同祖)(1962), *Local Government in China under the Ching*, Harvard Council East Asian Studies
- 〔附記〕 本稿脱稿後、張研「清代市鎮管理初探」『清史研究』一九九九一、川勝守「明清江南市鎮社会史研究」(汲古書院、一九九九年)、森正夫「清代江南デルタの郷鎮志と地域社会」『東洋史研究』五八一、一九九九年が相次いで発表された。いずれも本稿と深く関わるため、参考すべき点が少なくない。別稿にて言及するにしたい。
- (文学研究科助手)